

11 就労・雇用

1. 岐阜県障がい者総合就労支援センター 共通

障がい者の一般就労に向けた相談から職業訓練、職業紹介、職場定着までを総合的に支援します。身体、知的、精神の3障がい全てを対象とし、個々の特性に応じた支援を行います。

問 〒502-8503 岐阜市学園町2-33(ぎふ清流福祉エリア内)
TEL 058-201-4510 FAX 058-231-3760

入居機関	機能	電話・FAX番号
岐阜県障がい者雇用企業支援センター	就労支援：障がい者を雇用する企業と、企業で働く障がい者を支援	TEL 058-215-0582 FAX 058-215-0583
岐阜県立障がい者職業能力開発校	職業訓練：一般就労を目指す障がい者の知識や技能の習得を支援	TEL 058-201-4511 FAX 058-231-3760
岐阜県立ハローワーク	職業紹介：就職を目指す障がい者と企業とのマッチングを支援	TEL 058-215-8609 FAX 058-231-3769
障害者就業・生活支援センター（担当地域：岐阜市（長良川以北）、山県市、本巣市、各務原市）	定着支援：働きたい障がい者、働く障がい者の就業と生活を一体化的に支援	TEL 058-215-8248 FAX 058-215-8029
岐阜市超短時間ワーク応援センター	就労支援、定着支援：障がいや難病等のその特性により、長時間働くことが難しい人が週20時間未満でも働く雇用の支援	TEL 058-215-8280 FAX 058-215-8281

2. 障害者職業能力開発校 共通

校名	所在地等	訓練科目	備考
岐阜県立障がい者職業能力開発校	〒502-8503 岐阜市学園町2丁目33番地 (岐阜県障がい者総合就労支援センター内) TEL 058-201-4511 FAX 058-231-3760	訓練期間1年 ・基礎実務科 ・OAビジネス科 ・Webデザイン科	○受講料は無料 ○通校又は入寮 ○定員は各科10名 ○ハローワークで受講指示を受けて入校した方には、訓練手当等が支給されます。

3. ハローワーク（公共職業安定所） 共通

ハローワーク（公共職業安定所）では、障がい者各人の障がい特性とニーズに応じた、きめ細かな職業相談を行っています。このために公共職業安定所には、障がい者の職業相談、職業紹介を専門的に行う担当者が配置されています。

ハローワーク名	所在地	電話番号	管轄区域
ハローワーク岐阜	〒500-8719 岐阜市五坪1-9-1	TEL 058-247-3211	岐阜市 羽島市 各務原市 山県市 瑞穂市 本巣市 羽島郡 本巣郡
ハローワーク大垣	〒503-0893 大垣市藤江町1-1-8	TEL 0584-73-8609	大垣市 海津市 不破郡 養老郡 安八郡
ハローワーク揖斐	〒501-0605 揖斐郡揖斐川町極楽寺字村前95-1	TEL 0585-22-0149	揖斐郡
ハローワーク多治見	〒507-003 多治見市音羽町5-39-1	TEL 0572-22-3381	多治見市 瑞浪市 土岐市 可児市 可児郡
ハローワーク高山	〒506-0053 高山市昭和町2-220	TEL 0577-32-1144	高山市 飛騨市 大野郡 下呂市 (金山町除く)
ハローワーク恵那	〒509-7203 恵那市長島町正家1-3-12	TEL 0573-26-1341	恵那市

ハローワーク名	所 在 地	電話番号	管轄区域
ハローワーク関	〒 501-3803 関市西本郷通 4-6-10	TEL 0575-22-3223	関市 美濃市
ハローワーク岐阜八幡	〒 501-4235 郡上市八幡町有坂 1209-2	TEL 0575-65-3108	郡上市
ハローワーク美濃加茂	〒 505-0043 美濃加茂市深田町 1-206-9	TEL 0574-25-2178	美濃加茂市 加茂郡 (下呂市のうち金山町)
ハローワーク中津川	〒 508-0045 中津川市かやの木町 4-3	TEL 0573-66-1337	中津川市

4. 岐阜障害者職業センター 共通

障がいのある方や障がいのある方を雇用する事業主の方などに対し、県内の各公共職業安定所(ハローワーク)との密接な連携の下に、就職のための相談・支援、就職後の定着や復職のための援助等、個々の状況に応じたサービスの提供をしています。

問 岐阜市日光町 6-30

TEL 058-231-1222 FAX 058-231-1049

<https://www.jeed.go.jp/jeed/location/chiiki/gifu/>

(ア) 就職や職業生活、職場復帰などについて、相談や助言、情報提供を行います。

これまでの経歴や就職の希望などを把握し、必要に応じて各種検査を通じて職業に関する能力等を整理し、働く上での課題や目標、必要な支援について相談します。(職業相談、職業評価)

(イ) センター内での作業や講習を通じて、働く上での課題の把握・改善、基本的な労働習慣の体得、自分に合った働き方の検討や職場で必要なコミュニケーションのトレーニング等職業生活に関する知識を習得するための支援を行っています。(職業準備支援)

・期間 最長 12週間で個別にカリキュラムを設定して実施します。

(ウ) 職場に定着できるよう、対象となる障がい者の方や事業所の悩み、様々なニーズに応じて、ジョブコーチが職場に出向き、具体的な支援をします。就職時だけでなく、就職後についても支援を実施します。(ジョブコーチ支援)

・期間 標準的には 3カ月程度

(エ) うつ病等の精神疾患により休職している方、その方の復職を考えている事業主の方に対して、主治医等と連携し、職場復帰に向けたコーディネートやウォーミングアップ支援を行います。(リワーク支援)

・期間 標準的には 3カ月程度

※職業センターの利用においては、費用は無料です。(但し、交通費、昼食代等は自己負担)

5. 雇用等支援制度 共通

制 度	内 容	金額等
障がい者チャレンジ就労促進事業	県が県内の障害者就業・生活支援センターに委託し、一般就労に関して不安を持つ障がい者と、障がい者雇用に関して不安を持っている事業主に対して、双方の不安を取り除くため、短期職場実習を行う。実施期間は 10 日以内。 問 岐阜県障がい者総合就労支援センター	謝金 (事業主に支給) 1人1日 1,000円 手当 (実習生に支給) 実習1日につき 1,000円
障がい者委託訓練	県が事業主や民間教育訓練機関等に委託し、障がいに応じた訓練を原則 3 カ月以内で実施する。 ●訓練コース ・知識・技能習得訓練コース ・実践能力習得訓練コース ・高等学校・特別支援学校等就職チャレンジコース 問 県労働雇用課	委託費 (事業主や民間教育訓練機関等に支給) 1人月 64,000円～96,000円 (外税)
障害者トライアル雇用事業	事業主が障がい者をトライアル雇用(試行雇用)の形で受け入れ、本格的な障がい者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業。原則 3 カ月 (精神障害のある方は、原則 6 カ月)。実施機関はハローワーク等。	トライアル雇用助成金 (トライアル雇用終了後に、事業主に対して支給) 1人月 上限 40,000円(精神障害のある方は最初の 3 カ月は月 80,000円) 等 問 ハローワーク

※そのほか公共職業訓練や求職者支援訓練を受講される方で、一定の要件を満たす場合は、訓練期間中の生活を支援する雇用保険、訓練手当等の各種手当や給付金を受けられる制度があります。詳しくは、最寄りのハローワークにお問合せください。

6. 職親委託（一部の市町村を除く） 知的

目的	かなりの作業能力を有しながら雇用が困難な知的障がい者に、生活指導及び技能習得訓練等を行い、雇用の促進を図ることを目的とします。
登録	市町村長は職親になることを希望する事業経営者等の私人から職親申請書に基づき、認定登録を行います。
委託	市町村長は、知的障がい者又はその保護者からの職親委託の申込みにより、知的障害者更生相談所の判定に従い委託を決定します。なお、委託期間は原則1年とします。（更新は妨げない。）

問 市役所又は町村役場

7. 精神障害者小規模作業所等交通費助成事業 精神

対象者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神障害者小規模作業所等へ通っている方
内容	○精神障害者小規模作業所等に通うための鉄道等を利用するためには要する経費の1/2を県と市町村が助成します。 ○居住地の市町村窓口に手帳の写しを添付した申込書を提出し、交通費の助成を受けます。

問 市役所又は町村役場

8. ぎふ農福連携推進センター 共通

障がい者が農業分野で活躍するため、農業者と福祉事業所の農作業受託のマッチングや福祉事業所等の農業参入の相談対応、障がい者の働きやすい環境整備の支援等を行っています。そのほか、農福連携の現場で活躍する人材の育成や派遣、各種研修会、マルシェなどのイベントを開催しています。

ぎふ農福連携推進センターは、農業と福祉の双方に対し、総合的な支援を実施する農福連携のワンストップ窓口として相談を受け付けています。

問 ぎふ農福連携推進センター

岐阜市薮田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎
(一社)岐阜県農畜産公社内
TEL 058-215-1503

9. 障害者就業・生活支援センター（→ 10 ページ） 共通

10. 発達障がい者支援コンシェルジュ設置事業（→ 11 ページ） 発達

11. 難病生きがいサポートセンター（→ 11 ページ） 難病

12. スタートアップ支援補助金 共通

新技術、サービス等による独自のビジネスプランで、新市場の開拓や成長を目指す事業の創業、第二創業を行う方や事業の拡大に取り組む方を対象に、必要となる経費の一部を補助するとともに、各種支援制度の活用のコーディネートなど、事業の立ち上げから事業展開までの伴走支援を行います。

①新技術等を用いて地域の抱える課題解決に資する事業を行う新規創業、第二創業者

補助率1/2以内（女性又は障がい者の新規創業は補助率2/3以内）

補助限度額 200万円

②新製品、新サービスの実証、開発又は販路拡大等を行う創業5年未満の者

補助率1/2以内（女性又は障がい者は2/3以内）

補助限度額 300万円

③ぎふスタートアップ支援コンソーシアムにて、ぎふプライムスタートアップとして認定された者

補助率2/3以内（女性又は障がい者は3/4以内）

ただし再申請の場合は1/2以内（女性又は障がい者は2/3以内）

補助限度額 1,000万円

問 (公財)岐阜県産業経済振興センター

岐阜県スタートアップ企業支援補助金事務局
岐阜市薮田南5-14-53 OKB ふれあい会館 10階
TEL 058-277-1080